

上海知識産権法院の呉偕林院長が知識産権法院の現状を発表

2015年9月9日（水曜日）午前10時、最高人民法院は記者会見を開き、上海知識産権法院の呉偕林院長が上海知識産権法院の現状について発表した。

上海知識産権法院は2014年12月28日に設立され、2015年1月1日に正式に運営を開始した。その後8か月間、最高人民法院と上海市高級人民法院からの直接的な関心を持たれた指導の下、上海知識産権法院は先駆者となること、先頭に立って取り組んでいくことという要求に従い、礎であり、大局に関わり、緊急を要する活動の任務を着実に捉え、特化、国際化、権威性及び影響力を重視する姿勢を一步も逸れることなく、活動の整備、模索、総括を同時並行して行い、知的財産権の司法保護強化、知的財産権に特化した審判システムの踏み込んだ整備、知的財産権の審判の影響力向上を基本とし、科学的な計画、積極的な行動により、法院の建設、審判、改革などの各業務を全面的に推進してきた。以下、3つの面から上海知識産権法院の現状を紹介する。

一．組織及び人員の状況

中央及び上海市委員会の決定、及び作成部門の回答意見をもとに、上海知識産権法院と上海市第三中級人民法院は事務局を共有し、「審判の独立、行政（党務）の共有」の方式を適用した。つまり、上海知識産権法院の審判業務は独立を維持し、その他の業務は上海市第三中級人民法院と共有する形がとられた。すでに、知的財産権審判第一庭と第二庭の2つの審判庭を開設し、今後は技術調査室を開設する予定で、その他の立件、執行及び総合管理に関わる事項は第三中級人民法院が担い、組織の簡潔化、効率化、フラット化を実現した。

上海知識産権法院には現在27名の職員が在職しており、院長、副院長は各1名、2つの審判庭には各1名の庭長の役職が設けられている（副庭長は設けない）。設立時にはすでに全市から10名の知財裁判官が選任されていた。裁判官の平均年齢は43.6歳、知的財産権審判業務の平均従事年数は8.4年で、いずれも大学卒業以上の学歴を持ち、博士課程修了者が3名、修士課程修了者が10名、全国クラスの審判業務の専門家が2名おり、裁判官の特化、専門化、高資質を体現した。

二．活動の成果

（一）審判の職能を全面的に履行し、科学技術革新センターの建設に寄与

第1に、大局を見据え、業務への取り組みを改善した。上海市委員会、上海市政府の「関於加快建设具有全球影響力的科技創新中心的意見（世界に影響力を及ぼす科学技術革新センター建設推進に関する意見）」を掘り下げて学習し、貫徹し、「上海知識産権法院服務保障上海建設具有全球影響力的科技創新中心的意見（上海における世界に影響を及ぼす科学技術革新センター建設への寄与と保障に関する上海知識産権法院の意見）」（略称「26条の意見」）を検討の上で公布し、知的財産権司法保護の主導的役割の發揮に立脚し、司法理念の更新、裁判規則の確立、保護に関する難題の解決及び業務システムの整備などの面で具体策を提起した。張江高新技術開發区管理委員会と覚書を締結し、提携システムを構築するとともに、開發区内に「全国審判業務専門家陳惠珍裁判官の作業室」を開設した。

第2に、法に基づいて職務を遂行し、司法の公正を厳守した。創立から8か月間で受理した各種の知的財産権事件は1,052件、そのうち行政事件が1件、提訴前の知的財産権侵害行為の停止命令請求事件が1件、訴訟前財産保全処分申立事件が12件、民事一審事件が598件、民事二審事件が440件であった。

事件の事由を見ると、専利権に係る事件が320件、著作権に係る事件が571件、そのうち、コンピューターソフトウェアの著作権に係る事件は276件、商標権に係る事件は71件で、そのうち、馳名商標認定申請に係る事件は14件であった。また、不正競争に関する事件は34件で、そのうちノウハウに係る事件が6件であった。技術役務契約、技術委託開発契約、フランチャイズ契約などの事件は54件であった。

裁判結果を見ると、英国のバーバリー社、イタリアのグッチオ・グッチ社、フランスのラファージュ社、米国のオルトエヌテクノロジー社などの多国籍企業の知的財産権に係る訴訟事件を公正に審理し、中・外の当事者の知的財産にかかわる合法的権益の平等を守った。当事者の平等と自由意志の下、知的財産権をめぐる各種紛争事件の調解を行い、調解成立による訴訟取り下げの割合は49.62%に上った。

(二) 改革の要求を全面的に実行し、審判システム改革を推進

第1に、専門化された審判システムが形成された。知識産権法院における事件審理の特徴に照らし、2つの審判庭は事件の類型に従って専門型の分業システムをとり、専門分野に特化した裁判官の育成と裁判の統一化の基礎を固めるために、一審、二審の知的財産権民事・行政の事件を一括審理した。また、知的財産権審判シンクタンクの構築推進を図り、相次いで特別科学技術相談専門家、特別知的財産権相談員の初回招聘を行い、知的財産権審判専門家陪審員データベースを構築するとともに、「特別相談専門家使用規則」を制定して、知的財産権に特化した審判に適切な技術的支援及び知識面での保障を図った。

第2に、事務局共有方式が順調に進められた。上海市第三中級人民法院との共同事務局体制の下で、さまざまな業務システムを模索した。両院の審判委員会合同会議の体制を構築し、両院間の業務連携又は審理管理に関わる重大事項の検討や討議を行った。また、「知的財産権事件の立件審査執行業務連携規定（試行）」を制定し、知的財産権事件の立件、執行業務の安定、秩序を確保し、実践において好ましい成果を上げた。

第3に、審判権運用システムの改革が効果を見せ始めた。院長、庭長による事件処理に関する規定を制定し、院長、庭長及び審判委員会委員が率先して処理する重大事件の範囲、数量などを明らかにして、院長、庭長による事件処理の常態化を実現した。8か月間で院長、庭長が事件処理にかかわった件数は全事件数の21.2%を占めた。また、合議体責任制を実現し、審判委員会、裁判官合同会議及び専門裁判官会議の業務システムを制定し、既済事件はいずれも審判委員会に引き渡して討論せず、すべて合議体により独立した裁判が行われた。さらに、裁判官助手の責務を具体化し、審判補佐の機能、役割を強化して、主任裁判官を束縛から解き、審判効率の向上を図るとともに、裁判官ストック型人材の育成の基礎を固めた。

第4に、法廷における審理手順を変革し、審理効率が向上した。知識産権の案件は紛争の焦点が多種多様で、複雑な状況が多いという点に基づいて、事件全体を法廷調査と弁論

の2段階で進める従来の手順の形を崩し、各争点をめぐる審理を一つのポイントとして法廷調査と弁論を実施し、当事者の事実陳述と弁論の観点を首尾一貫させることで、各争点をめぐる審理の完全性が際立ち、審理的確性が増し、事件の事実を効果的に究明し、審判効率を高めた。

第5に、分類管理の機能を強化した。上海知識産権法院がすでに人員の分類管理の要件を備えているという特徴に基づいて、情報化手段を活用して審判管理体系を改善し、裁判官、裁判官助手などの分類管理の評価体制を強化した。

(三) 審判機能をあらゆる面から開拓し、上海知識産権法院の影響力向上を図る

第1に司法の公開を強化した。法院成立と同時に中国語版と英語版のウェブサイト及びソーシャルメディアの公式Weibo(微博)を開通し、7月にはメッセージアプリのWeChat(微信)のパブリックアカウントも開設した。また、上海知識産権法院で処理される初回事件など複数の事件の法廷における開廷審理の状況をテレビ、インターネット、ポータブルテレビを通じて生放送し、傍聴人・監督者として人民代表大会代表、中国人民政治協商会議の構成員を招待し、「4月26日世界知的所有権の日」に関連した一連の活動を実施し、2度の一般開放日を設けて、好評を得た。これらのニュースや宣伝活動は、全方位から、かつあらゆるメディアを駆使して、上海知識産権法院の司法の公開に対する一般大衆のニーズに積極的に応えた。

第2に、司法交流を積極的に実施した。創立以降、国内及び海外の法律分野の関係者が10回余り上海知識産権法院を訪れ、交流を行った。中米貿易全国委員会上海代表事務所、米国ビジネスソフトウェアアライアンス北京代表事務所の職員、英国駐中国大使館の知財関係の幹部職員、欧州委員会貿易総局の知財関係の職員、英国知的財産企業裁判所の首席裁判官及び台湾智慧財産法院の裁判官など、各位が交流活動において上海知識産権法院創立以来の活動と改革の模索について賞賛の意を表している。

第3に、司法の公信力の第三者評価が開始された。同済大学法学院と提携契約を結び、上海知識産権法院の司法の公信力に対する評価を行った。科学的、合理的、客観的かつ公正な司法の公信力の評価指標体系の確立により、知的財産権をめぐる司法の公信力の現状を正しく認識し、司法の公信力に影響を及ぼす又はこれを制約する具体的な要素を把握して、司法の公信力の向上に向けた取り組みを定めた。

三. 今後の活動計画

今後について、上海知識産権法院は中国共産党中央委員会、国務院の「關於深化体制機制改革加快實施創新驅動發展戰略的若干意見(体制改革の徹底と革新驅動型發展戰略の實施推進に関する若干の意見)」と上海市委員会、上海市政府の「世界的影響力のある科学技術革新センター建設の推進に関する意見」の要求を真摯に徹底し、上海知識産権法院の3年發展計画を実現するとともに、専門性に重点を置き、精魂を傾けて「科学技術革新センター建設への寄与と保障に関する26条の意見」の実現をしかと見据え、革新的な思考、先見的な意識、国際的な視野を絶えず養い、引き続き知的財産権審判活動のシステム改革を掘り下げていく。また、知的財産権保護における司法の主導的役割を存分に發揮し、知的財産権保護をめぐる難題の解決に注力するとともに、「一帯一路」(一帯=陸路:シル

クロード経済帯、一路＝海路：21世紀海上シルクロード——訳注）戦略の実施、自由貿易区試験区、科学技術革新センターの建設に向け、司法面での強力な保障及び良質なサービス提供に努める。

（一）特化された審判体制改革をより一層掘り下げる

第1に、特化された審判体制を整備する。自由貿易区にかかわる事件の傾向と特徴に従って、自由貿易区にかかわる事件の特別合議体の編成を試みる。また、専利、コンピューターソフトウェアなど、科学技術の革新と密接に関連する事件の類型特徴を踏まえ、それに応じた特別合議体の運営体制を模索する。

第2に、「四位一体」の技術調査認定体制を整備する。技術鑑定、技術調査、技術コンサルティング、専門家陪審員で構成される「四位一体」の技術事実調査認定の体制を整備し、技術鑑定者、技術調査官、技術コンサルタント、専門家陪審員など、技術的事実の究明への参加に向けた専門性のマッチング、役割の位置づけ、方式や経路を明らかにするとともに、知的財産権事件に係る技術的事実の認定をめぐる難題の解決に注力し、技術的事実認定の客観性、正確性、効率性を高めて、知的財産権審判の専門化、民主化の促進を図る。

第3に、国際交流に取り組み、知的財産権をめぐる国際ルール制定に参画する。

中国法院知的財産権司法保護国際交流（上海）基地の機能を活かし、知的財産権司法保護をめぐる国際交流と国際協力に積極的に取り組み、国際知的財産権司法保護をめぐる新たなルールの制定に参画し、これをリードし、基地のシンポジウム、交流の機能、影響力を着実に発揮することで、中国の知的財産権司法保護の国際的な影響力を高め、アジア太平洋地域において最も支持を受ける知的財産権事件訴訟の最優先候補地を目指す。

（二）知的財産権司法保護をより一層強化し、科学技術革新センター建設への寄与を実現する

第1に、厳格な知的財産権司法保護制度の整備を図る。知的財産権保護における技術的事実の認定が困難といった問題の解決に着目し、審判業務において専利権、著作権、商標権、ノウハウなどのさまざまな類型の司法保護の原則と司法裁量基準の精確な把握に注力し、各種事件の審判の手引を策定する。証拠規則を運用して、権利者が損失に応じて損害賠償を決定できる方式を導入し、知的財産権の市場価値を最大限に活かす。また、権利侵害行為を厳格に取り締まり、懲罰的損害賠償を強化して、権利者の利益を保護し、イノベーションのより適正な保護を図る。

第2に、知的財産権に関する審判をめぐる訴訟の利便性と司法サービスシステムの充実を図る。「インターネット+」及びモバイルインターネット思考を活用し、事件審理に対する時間的、地域的制約を打破するとともに、オンライン審判のプラットフォームを構築し、「インターネット法院」、「スマート法院」、「モバイル法院」を開設する。また、張江高新技术開発区管理委員会との提携システムを構築し、知的財産権巡回審判、区内の裁判官業務システムを模索するとともに、「全国審判業務専門家陳惠珍裁判官の作業室」の機能を発揮し、区内における知的財産権紛争の効果的な防止及び区内での解決の促進を

図る。さらに、知的財産権司法保護に向けたボランティアサービスのシステムを構築して、知的財産権保護支援及び司法機関の意見提起業務のシステムの整備を図る。

第3に、知的財産権紛争の多様な解決の仕組みを整える。当事者が委託調解、専門家調解、業界調解、仲裁などの方法による知的財産権紛争解決を積極的に取り入れて、訴訟、調解、仲裁などの非訴訟紛争の解決の仕組みの有機的な関連付け及び適正化を図る。知的財産権紛争をめぐる仲裁判断に対する司法審査システムの構築を模索する。

(三) 開かれた司法、透明性のある法院づくりのより一層の推進を図る

第1に司法の公開を拡大する。審判手続きの流れの公開、裁判文書の公開、執行情報の公開など、司法に関する情報公開の大幅な拡大を図るとともに、ウェブサイトの公開機能を改善し、WeChat やアプリなどの公開プラットフォームを開設し、法廷での審理の常時生放送を可能にし、法院の透明性を高める。

第2に、人民代表大会の代表、委員による監督を積極的に受け入れる。人民代表大会の代表、中国人民政治協商会議の委員を視察や裁判の傍聴に招く制度のより一層の整備を図る。人民代表大会の代表、中国人民政治協商会議の委員との日常的な連絡制度を構築し、人民代表大会の代表、中国人民政治協商会議の委員からの法院の活動に対する意見を積極的に聴取するとともに、提起された意見や提案に対する処理機能の強化を図る。

第3に、特別監督員制度の充実を図る。人民代表大会の代表、中国人民政治協商会議の委員、専門家や学識者、技術者、各界の関係者などを含む各界の関係者で構成された特別監督員チームを編成して、一般大衆と法院の間の橋渡し、情報伝達、監督及びフィードバックの役割を発揮させて、上海知識産権法院の健全な発展を共同で援護する。

(四) 知的財産権審判のチーム作りを一層強化する

第1に、厳格なチーム管理を行う。「三厳三実」（幹部が修養向上、権力使用、自己管理を厳しく行い、業務、起業、人格向上を切実にやる——訳注）をテーマとする教育及び鄒碧華氏に学ぶ活動に取り組み、中央の司法への介入、事件に対する過剰な口出しの防止に関する「2つの規定」と「上海の裁判官、検察官の厳重管理に係る6条の規定」を真摯に徹底し、妨害防止対策の具体化を検討するとともに、優れた政治的素養を備え、業務に精通し、勤務態度が良く、責任を果敢に負い、革新を怯まず、公正、清廉な知識産権法院チームを目指す。

第2に、人材の特化、国際化の推進を図る。人員分類管理の要求に照らし、技術調査官チームの構築を急ぎ、知的財産権審判をめぐる人材の特化、国際化の方針を貫くとともに、人材育成の手段及び方法を改善し、専門組織の人材との交流促進を図り、裁判官と審判補佐の能力や資質を着実に高めて、知的財産権審判をめぐる新たな情勢・課題へのより適切な対応に努めていく。

出所：

2015年9月9日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-15368.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。